

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	医療福祉費の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、医療福祉費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

水戸市長

## 公表日

令和7年3月25日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	①宛名照会機能 住登外者、共有者、事業所情報の照会を行う。 ②住登外管理機能 住登外者の宛名情報を作成し宛名番号の付番、管理を行う。 ③管理人管理機能 納税管理人等の情報の作成、管理を行う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	①統合データベース機能 個別業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、個別業務システムへ提供する。 ②共通管理機能 各業務システムを利用する際に必要となる認証やアクセス制御等の管理機能を一元化した機能。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="radio"/> ] 宛名システム等 [ <input type="radio"/> ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 各業務システム )
システム4	
①システムの名称	口座管理システム
②システムの機能	①口座振替情報管理機能 振替申請者の口座情報を作成、管理する。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="radio"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )
システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	①個人番号管理機能 個人番号と団体内統合宛名番号を紐付け、個別業務システムから個人を一意に特定できるように管理を行う。 ②アクセス制御機能 個人番号利用事務、事務取扱部署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス制御とログ管理を行う。 ③個人番号確認機能 個別業務システムからの要求に基づき、本人確認のために必要な情報を確認する。 ④中間サーバー連携機能 情報連携で必要なデータを個別業務システムから受け取り、中間サーバーへ連携する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="radio"/> 税務システム <input type="radio"/> その他（中間サーバー、各業務システム）
<b>システム6</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報照会ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で、情報照会・情報提供・符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管切れの情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="radio"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
医療助成ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1.妊産婦医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する医療福祉対象者、その配偶者、扶養義務者(同一世帯の父母等) 2.子ども医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する医療福祉対象者、その父母、扶養義務者(同一世帯の祖父母等) 3.母子家庭及び父子家庭医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する医療福祉対象者、扶養義務者(同一世帯の父母等) 4.重度心身障害者等医療費助成 医療助成システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する医療福祉対象者、その配偶者、扶養義務者
その必要性	適正な医療費助成事務を行うために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="radio"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 医療助成資格情報 )</li> </ul>

	その妥当性	<p>①識別情報 個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。</p> <p>②連絡先等情報 医療福祉対象者の居住地、世帯情報を把握するために保有する。</p> <p>③業務関係情報 地方税関係情報は、受給資格判定を行うために保有する。 医療保険関係情報は、受給資格判定を行うために保有する。 障害者福祉関係情報は、受給者資格判定を行うために保有する。</p> <p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt; ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、)PMHが外部と情報連携するために必要となる。</p>
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	保健医療部国保年金課	
<b>3. 特定個人情報の入手・使用</b>		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民環境部市民課, 財務部市民税課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 情報提供ネットワークを利用する機関 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 情報提供ネットワークを利用する機関 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 医療機関、支払基金 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル )	
③使用目的 ※	個人の情報を的確に把握し、受給資格の判定事務及び助成事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	保健医療部国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>



再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾	
	⑥再委託事項	PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない		
<b>提供先1</b>			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲			
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙	
⑦時期・頻度			
<b>移転先1</b>			
こども部 こども政策課			
①法令上の根拠			
番号利用条例第3条第3項別表第1 7の項			
②移転先における用途			
児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の審査に関する事務			
③移転する情報			
水戸市医療福祉費支給に関する条例第4条の医療福祉費の支給に関する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
医療助成システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者			
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 電子メール [ ] フラッシュメモリ [ ] その他 ( )	[ ] 専用線 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙	
⑦時期・頻度			
随時			

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <水戸市における措置>

サーバは、データセンターに設置しており、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退出管理(※)を行っているサーバ室に設置したサーバ内に保管している。

※サーバ室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバ室への入退室するものが権限を有することをICカードと生体認証で確認し管理を行っている。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### <ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

### <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務>

Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。

・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理

・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。

・当該領域のデータは、暗号化処理をする。

・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。

・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。

・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

## 7. 備考

### <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務>

・本市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。

・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。

※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。

・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

ファイル名	1. 妊産婦ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_受給者宛名番号
4	基本_新規取得区分
5	基本_受付年月日
6	基本_取得年月日
7	基本_妊娠届出日
8	基本_出産予定日
9	基本_出産年月日
10	基本_資格喪失年月日
11	基本_資格喪失事由
12	基本_喪失届出日
13	基本_受給状態区分
14	基本_却下理由区分
15	加入保険_保険者番号
16	加入保険_被保険者宛名番号
17	加入保険_受給者との続柄
18	加入保険_本人扶養区分
19	加入保険_開始年月日
20	加入保険_終了年月日
21	加入保険_届出年月日
22	加入保険_保険記号
23	加入保険_保険番号
24	証_受給者証番号
25	証_交付年月日
26	証_有効期間開始日
27	証_回収日
28	証_負担者区分
29	証_負担者番号
30	口座_銀行コード
31	口座_支店コード
32	口座_預金種目
33	口座_口座番号
34	口座_口座名義人カナ
35	所得_関係者宛名番号
36	所得_年度
37	所得_課税区分
38	所得_所得
39	所得_控除後所得
40	所得_扶養人数
41	所得_普通扶養人数
42	所得_老人扶養人数
43	所得_総控除額
44	所得_普通障害者数
45	所得_特別障害者数
46	所得_譲渡所得区分
47	所得_本人普通障害区分
48	所得_本人特別障害区分
49	所得_老年者区分
50	所得_勤労学生区分
51	所得_寡婦区分
52	所得_特別寡婦区分
53	所得_雑損控除
54	所得_医療費控除

55	所得_小規模控除
56	所得_限度額
57	所得_認定年月日
58	所得_関係者区分
59	所得_申請者区分
60	所得_算定者区分
61	所得_生計区分
62	所得_監護区分
63	所得_居住区分
64	給付_申請年月
65	給付_連番
66	給付_診療年月
67	給付_医療機関コード
68	給付_外来日数
69	給付_入院日数
70	給付_算定回数
71	給付_長期算定回数
72	給付_保険診療一部負担金
73	給付_保険診療総点数
74	給付_県内外区分
75	給付_診療区分
76	給付_入院外来区分
77	給付_現金現物区分
78	給付_給付予定日
79	給付_高額療養費
80	給付_附加給付額
81	給付_医療費支給額
82	給付_食事支給額
83	給付_自己負担金
84	給付_給付年月日

ファイル名	2. 小児ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_受給者宛名番号
4	基本_新規取得区分
5	基本_受付年月日
6	基本_取得年月日
7	基本_資格喪失年月日
8	基本_資格喪失事由
9	基本_喪失届出日
10	基本_受給状態区分
11	基本_却下理由区分
12	加入保険_保険者番号
13	加入保険_被保険者宛名番号
14	加入保険_受給者との続柄
15	加入保険_本人扶養区分
16	加入保険_開始年月日
17	加入保険_終了年月日
18	加入保険_届出年月日
19	加入保険_保険記号
20	加入保険_保険番号
21	証_受給者証番号
22	証_交付年月日
23	証_有効期間開始日
24	証_有効期間終了日
25	証_回収日
26	証_負担者区分
27	証_負担者番号
28	口座_銀行コード
29	口座_支店コード
30	口座_預金種目
31	口座_口座番号
32	口座_口座名義人力ナ
33	所得_関係者宛名番号
34	所得_年度
35	所得_課税区分
36	所得_所得
37	所得_控除後所得
38	所得_扶養人数
39	所得_普通扶養人数
40	所得_老人扶養人数
41	所得_総控除額
42	所得_普通障害者数
43	所得_特別障害者数
44	所得_譲渡所得区分
45	所得_本人普通障害区分
46	所得_本人特別障害区分
47	所得_老年者区分
48	所得_勤労学生区分
49	所得_寡婦区分
50	所得_特別寡婦区分
51	所得_雑損控除
52	所得_医療費控除
53	所得_小規模控除
54	所得_限度額

55	所得_認定年月日
56	所得_被用者区分
57	所得_年金区分
58	所得_年金基礎番号
59	所得_関係者区分
60	所得_申請者区分
61	所得_算定者区分
62	所得_生計区分
63	所得_監護区分
64	所得_居住区分
65	給付_申請年月
66	給付_連番
67	給付_診療年月
68	給付_医療機関コード
69	給付_外来日数
70	給付_入院日数
71	給付_算定回数
72	給付_長期算定回数
73	給付_保険診療一部負担金
74	給付_保険診療総点数
75	給付_県内外区分
76	給付_診療区分
77	給付_入院外来区分
78	給付_現金現物区分
79	給付_給付予定日
80	給付_高額療養費
81	給付_附加給付額
82	給付_医療費支給額
83	給付_食事支給額
84	給付_自己負担金
85	給付_給付年月日

ファイル名	3. 母子父子ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_申請者宛名番号
4	基本_申請者職業
5	基本_申請者勤務先
6	基本_申請者勤務先住所
7	基本_申請者勤務先電話番号
8	基本_ひとり親家庭等理由区分
9	基本_ひとり親家庭等その他理由
10	基本_母子父子区分
11	基本_新規取得区分
12	基本_受付年月日
13	基本_取得年月日
14	基本_資格喪失年月日
15	基本_資格喪失事由
16	基本_喪失届出日
17	基本_受給状態区分
18	基本_却下理由区分
19	家族_受給者宛名番号
20	家族_申請者との続柄
21	家族_同居別居区分
22	家族_対象非対象区分
23	家族_障害区分
24	家族_障害確認書類区分
25	家族_障害等級
26	家族_障害手帳番号
27	家族_障害手帳発行者
28	加入保険_保険者番号
29	加入保険_被保険者宛名番号
30	加入保険_受給者との続柄
31	加入保険_本人扶養区分
32	加入保険_開始年月日
33	加入保険_終了年月日
34	加入保険_届出年月日
35	加入保険_保険記号
36	加入保険_保険番号
37	証_受給者証番号
38	証_交付年月日
39	証_有効期間開始日
40	証_有効期間終了日
41	証_回収日
42	証_負担者区分
43	証_負担者番号
44	口座_銀行コード
45	口座_支店コード
46	口座_預金種目
47	口座_口座番号
48	口座_口座名義人カナ
49	所得_関係者宛名番号
50	所得_年度
51	所得_課税区分
52	所得_所得
53	所得_養育費
54	所得_総控除額

55	所得_扶養人数
56	所得_普通扶養人数
57	所得_老人扶養人数
58	所得_老人控除対象配偶者
59	所得_特定扶養人数
60	所得_普通障害者数
61	所得_特別障害者数
62	所得_譲渡所得区分
63	所得_本人普通障害区分
64	所得_本人特別障害区分
65	所得_老年者区分
66	所得_勤労学生区分
67	所得_寡婦区分
68	所得_特別寡婦区分
69	所得_雑損控除
70	所得_医療費控除
71	所得_小規模控除
72	所得_限度額
73	所得_認定年月日
74	所得_関係者区分
75	所得_算定者区分
76	給付_申請年月
77	給付_連番
78	給付_診療年月
79	給付_医療機関コード
80	給付_外来日数
81	給付_入院日数
82	給付_算定回数
83	給付_長期算定回数
84	給付_保険診療一部負担金
85	給付_保険診療総点数
86	給付_県内外区分
87	給付_診療区分
88	給付_入院外来区分
89	給付_現金現物区分
90	給付_給付予定日
91	給付_高額療養費
92	給付_附加給付額
93	給付_医療費支給額
94	給付_食事支給額
95	給付_自己負担金
96	給付_給付年月日

ファイル名	4. 重度心身障害者ファイル
No	項目名
1	基本_台帳番号
2	基本_台帳枝番号
3	基本_受給者宛名番号
4	基本_新規取得区分
5	基本_受付年月日
6	基本_取得年月日
7	基本_資格喪失年月日
8	基本_資格喪失事由
9	基本_喪失届出日
10	基本_受給状態区分
11	基本_却下理由区分
12	加入保険_保険者番号
13	加入保険_被保険者宛名番号
14	加入保険_受給者との続柄
15	加入保険_本人扶養区分
16	加入保険_開始年月日
17	加入保険_終了年月日
18	加入保険_届出年月日
19	加入保険_保険記号
20	加入保険_保険番号
21	証_受給者証番号
22	証_交付年月日
23	証_有効期間開始日
24	証_有効期間終了日
25	証_回収日
26	証_負担者区分
27	証_負担者番号
28	口座_銀行コード
29	口座_支店コード
30	口座_預金種目
31	口座_口座番号
32	口座_口座名義人カナ
33	障害_障害区分
34	障害_障害認定書類区分
35	障害_障害認定年月日
36	障害_障害認定終了年月日
37	障害_障害手帳番号
38	障害_障害手帳交付年月日
39	障害_障害内容区分
40	障害_障害届出年月日
41	障害_等級区分
42	所得_関係者宛名番号
43	所得_年度
44	所得_課税区分
45	所得_所得
46	所得_総控除額
47	所得_扶養人数
48	所得_普通扶養人数
49	所得_老人扶養人数
50	所得_老人控除対象配偶者
51	所得_特定扶養人数
52	所得_普通障害者数
53	所得_特別障害者数
54	所得_譲渡所得区分

55	所得_本人普通障害区分
56	所得_本人特別障害区分
57	所得_老年者区分
58	所得_勤労学生区分
59	所得_寡婦区分
60	所得_特別寡婦区分
61	所得_雑損控除
62	所得_医療費控除
63	所得_小規模控除
64	所得_限度額
65	所得_認定年月日
66	所得_関係者区分
67	所得_申請者区分
68	所得_算定者区分
69	所得_生計区分
70	所得_監護区分
71	所得_居住区分
72	給付_申請年月
73	給付_連番
74	給付_診療年月
75	給付_医療機関コード
76	給付_外来日数
77	給付_入院日数
78	給付_算定回数
79	給付_長期算定回数
80	給付_保険診療一部負担金
81	給付_保険診療総点数
82	給付_県内外区分
83	給付_診療区分
84	給付_入院外来区分
85	給付_現金現物区分
86	給付_給付予定日
87	給付_高額療養費
88	給付_附加給付額
89	給付_医療費支給額
90	給付_食事支給額
91	給付_自己負担金
92	給付_給付年月日

ファイル名 識別情報	
No	項目名
1	個人番号
2	宛名番号

ファイル名 連絡先等情報	
No	項目名
1	氏名
2	生年月日
3	性別
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

ファイル名 PMH対象者情報	
No	項目名
1	個人番号
2	PMHキー
3	PMHキー仮名識別子
4	基本5情報(カナ・氏名・住所・生年月日・性別)
5	自治体コード
6	自治体業務ID
7	連携ファイル名
8	連携日時
9	連携処理ステータス/エラー内容
10	制御フラグ(不開示/閲覧停止)
11	その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)

ファイル名 PMHユーザー情報	
No	項目名
1	機関マスタID
2	機関ユーザーID
3	メールアドレス
4	ユーザー氏名
5	ユーザー区分
6	ユーザー権限ID
7	個人番号閲覧可能フラグ
8	ユーザー削除フラグ

ファイル名 PMH医療助成資格情報	
No	項目名
1	受給者証種別ID
2	受給者証名
3	受給者証ID
4	受給者証券面情報
5	受給者証項目情報
6	表示順番号
7	公費ID
8	区分
9	公費負担者番号
10	公費受給者番号
11	自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
12	有効期間
13	強制失効日
14	医療機関コード
15	指定医療機関情報





再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託を行う場合は、上記と同様の義務を再委託先にも遵守させることとする。また、事前に委託者(市)の許可を必要とする。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。	
その他の措置の内容	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置> ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 提供・移転しない</b>		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ <input type="checkbox"/> 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び条例の規定により、認められる範囲の特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容	権限を持った外部媒体にのみ情報の取り出しができるようにシステムで制限を行う。	
リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;水戸市における措置&gt;            ①番号法の規定に基づき、認められている範囲内において特定個人情報の照会を行う。            ②システムによる接続では、認証機能により、あらかじめ研修を受講し、承認された職員以外が情報を入手できないように制御を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。            ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令別表及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。            ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。            ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。            ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末接続の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。            ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。            ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。            ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;            ○物理的対策            Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。            主に以下の物理的対策を講じている。            ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理            ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>○技術的対策            Public Medical Hub(PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。            主に以下の技術的対策を講じている。            ・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。            ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。            ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。            ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。            ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。            ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。            ・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。            ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。            ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
記憶装置の廃棄は、職員が立ち会いの上、装置を物理破壊することにより廃棄する。機器リース終了による返却の場合も同様とする。紙文書等は、溶解または、細断処分を行う。	

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;水戸市における措置&gt;            ①各所属により選任された者に対し、e-ラーニングを活用した情報セキュリティ研修を実施することとしている。            ②各所属において情報技術・情報セキュリティ推進員を設置し、所属単位での情報セキュリティ意識の向上を行っている。            ③定期的な情報セキュリティ研修を開催し、リテラシー向上を図っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。            ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部総務法制課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 保健医療部国保年金課 電話番号 029-232-9166
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月25日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案) 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	番号法第19条第9項 番号法第9条第2項に基づく番号利用条例第3条第2項第3号	事後	
令和4年6月6日	5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	福祉部 子ども課	こども部 こども政策課	事後	
令和7年3月25日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(文章追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	(項目追加)	システムの名称 Public Medical Hub (PMH)	事前	PMH導入に伴う修正

<p>令和7年3月25日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能</p>	<p>(項目追加)</p>	<p>①情報登録機能及びPMHキー採番依頼機能等 本市で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub (PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMHキーを自動採番する。すでにPMHキーが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMHキーを利用する。 ②情報連携機能(医療機関システム) ・PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者(利用者)がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub (PMH)は、PMH連携キーからPMHキーを復号し、PMHキーに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>
<p>令和7年3月25日</p>			<p>③情報連携機能(マイナポータル) ・識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub (PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMHキーと紐付けてPublic Medical Hub (PMH)に格納して保管する。 ・仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub (PMH)は、PMH仮名識別子からPMHキーを特定し、PMHキーに紐づく公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。</p>		

令和7年3月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	(項目追加)	その他 公費医療費助成システム、医療機関システム、マイナポータル、医療保険者等向け中間サーバー	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④提供される項目 主な記録項目	(項目追加)	その他 医療助成資格情報	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④その妥当性	(文章追加)	<Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・識別情報(その他識別情報) PMHキー、PMH仮名識別子…PMHが外部と情報連携するために必要となる。 自治体業務ID…PMH内で公費医療の種類を区別するために必要となる。 ・業務関係情報(その他) 医療助成資格情報…(医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、) PMHが外部と情報連携するために必要となる。	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(項目追加)	民間事業者 医療機関、支払基金	事前	PMH導入に伴う修正
令和7年3月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(項目追加)	その他 医療保険者等向け中間サーバー、医療機関用アプリ、マイナポータル	事前	PMH導入に伴う修正

<p>令和7年3月25日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt; ○公費医療費助成事務の場合 ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub (PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub (PMH)が連動するためのPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMHキーを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub (PMH)に回答する。 ・PMHキーが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub (PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>
<p>令和7年3月25日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱  ①委託内容 Public Medical Hub (PMH)の利用・情報連携業務及び運用保守業務 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 国(デジタル庁) ④再委託の有無 再委託する ⑤再委託の許諾方法 書面又は電磁的方法による承諾 ⑥再委託事項 PMHキーの付与、情報連携業務及び運用保守業務</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>

<p>令和7年3月25日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;          ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。          ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。          ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。          ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;          Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。          ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理          ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。          ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。          ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。          ・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。          ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入及びガバメントクラウド移行に伴う変更</p>
------------------	---	---------------	---	-----------	--------------------------------

<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務&gt;          ・本市の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。          ・本市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。          ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。          ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。          ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>
<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;          ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMHキーと個人番号)のみが返却されるようシステムの制御している。          ・Public Medical Hub (PMH)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>

<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;          ・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする本市 区町村の職員について、当該職員が所掌する 事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしてい る。          ・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者 しか個人番号にはアクセスできないように制御 している。          ・医療機関システムからは既存の閉域網経由で Public Medical Hub(PMH)に接続するが、必要 な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセ スできないよう制御している。          ・住民からはインターネットからマイナポータル API経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続す るが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号 にはアクセスできないように制御している。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>
<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt;          権限のない者に不正使用されないよう、以下の 対策を講じている。          ・本市は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス 権限を管理する管理者を定める。          ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザ ID・パスワードで行う。          ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用の ユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前 申請した者に限定して発行される。          ・端末は、限定された者しかログインできない。          ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人 情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他 の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう 制御している。          ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限 を持つ者のみ実施が可能となっている。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>

<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt; 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>
<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt; ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検(年1回程度又は随時)を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>

<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク: 委託先における不正な使用等のリスク その他の措置の内容</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt; ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>
<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続対策 リスクに対する措置の内容</p>	<p>(前略) (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>(前略) (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令別表及び番号法第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>番号法の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。</p>

<p>令和7年3月25日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>(文章追加)</p>	<p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務における追加措置&gt; ○物理的対策 Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ○技術的対策 Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p>	<p>事前</p>	<p>PMH導入に伴う修正</p>
------------------	--	---------------	---	-----------	-------------------

			<p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された本市の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国(デジタル庁)や医療機関及び住民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> <li>・本市の端末とPublic Medical Hub(PMH)との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。</li> <li>・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。</li> <li>・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。</li> </ul>		
令和7年3月25日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	(文章追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	ガバメントクラウド移行に伴う変更